

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 重度心身障害者医療費助成事業
-------------------	-----------------------------

区分	番号	名 称		
章	1	やさしさと共生するまち		
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる		
施策	3	障がい者福祉の確立		
小分類	2	障がい者（児）の自立促進		
主要な施策	1	生活支援の充実		
事務事業番号	001	事務事業コード 13321001	事業開始年度 昭和 4 8 年度	事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	重度心身障害者医療費助成経費
------	------	------------	----------------

部 名	保健福祉部	グループ名	年金・長寿医療 G
-----	-------	-------	-----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 重度心身障がい者の医療費に係る経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の向上を図ることを目的とします。
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffffcc;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 1．対象者 市内に住所を有する次の要件を満たす重度心身障がい者。 身体障害者手帳を保持し、その等級が1級、2級又は3級（一部の障害に限る）に該当する方。 IQがおおむね50以下の知的障がい者と判定又は診断された方。 精神障害者保健福祉手帳を保持し、その等級が1級の方。 世帯の主たる生計維持者の所得が制度で定める限度額以内。 2．助成範囲 身体障がい者及び知的障がい者については、通院及び入院等の医療全般。 精神障がい者については、入院を除いた医療。 3．助成内容 3歳未満又は市民税非課税世帯に属する受給者 保険診療に係る自己負担額（食費等を除く）のうち、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）を除いた額が助成されます。 3歳以上で市民税課税世帯に属する受給者 保険診療に係る自己負担額（食費等を除く）のうち、総医療費の1割相当の一部負担金（通院1ヶ月12,000円、入院1ヶ月44,400円を上限）を除いた額が助成されます。
成果	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図りました。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 登別市重度心身障害者医療費助成条例 登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 北海道医療給付事業補助要綱

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	受給者数（平成23年3月末現在）	人	目標値	-	-	-	-	-
			実績値	954	/	/	/	/
	受給者1人あたりの年間助成額 （年間助成額/平均受給者数）	円	目標値	-	-	-	-	-
			実績値	134,418	/	/	/	/

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称	千円						0
	道支出金 名称	千円	41,825	52,133	54,560	54,560	54,560	163,680
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円	45,197	38,000	34,000	34,000	34,000	102,000
	一般財源 名称	千円	47,203	56,301	59,291	59,291	59,291	177,873
合 計			134,225	146,434	147,851	147,851	147,851	443,553
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	6,853	7,040			
		嘱 託 員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	346	355			
		合 計		7,199	7,395			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 北海道との共同事業として運営されており、地域の障がい者に対する福祉政策の一環を担っています。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 重度心身障がい者に係る医療費の自己負担額を減額することにより医療費の負担が軽減され、重度心身障がい者の保健の向上や福祉の増進が図られています。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 本事業における成果の向上については、対象の拡大や一部負担金の軽減等が挙げられますが、この事業費を負担する地方自治体（登別市や北海道）は厳しい財政状況にあります。医療費助成制度は全国の多くの自治体で実施されている現状からも、国が本事業に参入し、地方自治体とともに財政負担を分け合う必要があると考えます。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 電算システムの導入により、事務処理に係る正確性が向上し処理時間についても大幅に短縮されたことから、現状より大幅なコスト削減は困難と考えます。

担当グループによる評価

<b>維持</b>	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	本事業は、重度心身障がい者に係る医療費自己負担分を助成することにより、重度心身障がい者の経済的負担の軽減が行われ、保健の向上や福祉の増進が図られることから、維持が必要であります。
-----------	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

<b>維持</b>	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）